

第

4631
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 12月 13日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ インターネット取引

Q：当社はネットで商品を販売しています。取引先とのやり取りはすべて電子データですので、書類はありません。消費税の仕入税額控除は、書類が必要とのことですが、この場合は大丈夫でしょうか？

A：仕入先の住所、所在地を記載して保存しておけば問題ありません。

【解説】

課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として課税仕入れ等の事実の帳簿への記載、保存及び課税仕入れ等の事実を証する①書類の作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、④課税資産の譲渡等の対価の額及び⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称（法定事項）が記載されている請求書等の保存をしなければなりません。ただし、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿に一定の記載事項に加えてそのやむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができます。

ネット取引は、請求書等に記載されるべき法定事項を電子データで行うことから、電子データ以外の保存ができませんが、これは、やむを得ない理由がある場合に該当するものと考えられますので、帳簿に記載すべき事項等を記載して保存しておけば、仕入税額控除の適用が受けられることとなります。

